

西尾市河川愛護活動報奨金制度

平成23年度より市が管理する河川で草刈やゴミ拾い等の清掃活動を実施した団体に報奨費を支払う制度を創設しました。

対象となる活動

市が管理する河川（準用河川、砂防河川、普通河川）での草刈やゴミ拾い等、一日当たり2時間以上の清掃活動。（一色地区は該当河川がありません）

対象団体

10人以上で組織された河川愛護活動を行う団体で、西尾市アダプトプログラム「まちの美化活動し隊」事業実施団体で無いもののうち市長が認めたもの。

対象期間

4月1日から翌年3月1日までの活動。

報奨費

対象期間の活動に対して1人1日150円で、随時団体に支払われます。

注意事項

- ・ 報奨費は1団体につき20万円を限度とします。また予算の範囲を超えた場合、報奨費を支払うことはできません。
- ・ 公共機関が実施している他の報奨費を受けている活動は対象外とします。
- ・ 公的機関の職員が行う職務上の活動については対象外とします。
- ・ 学校等の教育課程上の活動については対象外とします。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、対象外となる場合があります。
- ・ 県が管理する河川は市の制度の対象外ですが、県も河川愛護活動につきまして同様の制度があり、西尾市は窓口として書類の受理を行っております。詳細は西三河建設事務所西尾支所管理課(TEL56-0145)へお問い合わせ下さい。

手続き

- ・ 裏面の「手続きの流れ」のとおり、市役所河川港湾課に活動実績報告書を提出してください。
- ・ 活動実績報告書には、活動写真と参加者名簿、活動場所を記入した地図を添えて提出してください。
- ・ 申請書（様式1）、実施報告書等（様式2～5）は市役所に用意。市ホームページからもダウンロードできます。

手続きの流れ

市役所に河川愛護実施団体認定申請書(様式1)を提出



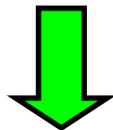
市役所が河川愛護実施団体として認定書を発行



河川愛護活動の実施



活動実績報告書等(様式2~6)を提出
活動終了後一ヶ月又は、3月20日のいずれか早い日までに。



提出された活動実績報告書等の審査



報奨費の支払い

申込・問合せ先
市役所 河川港湾課 河川担当 TEL65-2151